

蘭越町定住促進支援制度



ゆっくり、ゆったり、豊かに
蘭越町は、あなたの“スローライフ”を応援します。

住む [住宅支援制度]

「マイホーム取得奨励事業」



対象者

本町への定住を目的に自己が生活するための住宅を新築、建替え、又は購入し、次の要件を満たす者。

- ① 定住世帯の人員が2人以上で居住していること。
- ② 取得住宅を所有権登記していること。

交付内容

新築、建替え、又は購入住宅の固定資産税相当額の5年間分を商品券で交付。(固定資産税の新築軽減措置がなされている場合は、軽減後の額)

申請期限

建物登記完了後、最初の固定資産税納税通知書受理日から3月以内

「ふれあい定住住宅地貸付事業」

対象者

本町に定住を確約できるUターン者等で、契約締結後2年以内で、自家住宅を建築する場合。

交付内容

20年間無料で貸付し、20年後に安い価格にて譲渡します。

暮らす [生活支援制度]

「移住歓迎米」

対象者

Uターン者等で、定住する世帯の人員が2人以上のもの。

交付内容

1世帯当たり精米60kg

申請期限

住民登録した日から1月以内



「結婚祝い金」

対象者

婚姻届を提出し、夫婦で町の住民登録を行った者。ただし、夫婦とも初婚かつ50歳未満であること。

交付内容

次の各号に掲げる区分により商品券を交付。

- ① 祝い金……………3万円(農業及び商工業後継者を除く)
- ② 後継者祝い金……………5万円(農業及び商工業後継者)

申請期限

婚姻届を提出した日から1月以内

「誕生祝い金」

対象者

本町に居住し、かつ住民登録されている者で、新生児を養育するもの。

交付内容

次の各号に掲げる区分により商品券を交付。

- ① 第1子……………3万円
- ② 第2子……………3万円
- ③ 第3子以上……………5万円

申請期限

出生届を提出した日から1月以内



「子育て支援入学時給付助成事業」

対象者

小学校入学児童を養育する者に助成。

交付内容

小学校入学児童1人につき2万円



乳幼児等医療費の助成制度



少子化対策として、高校生以下のお子さんの医療費を全額助成いたします。

働く [就農・就業・就職・起業支援制度]

「新規就農奨励金」

対象者

本町に定住する新規就農者で、農地法又は農業経営基盤強化法に基づき農地を取得し、又は農地の使用収益権を有している者。

交付内容

24万円の商品券を交付。

申請期限

農地法又は農業経営基盤強化法に基づく農地取得又は農地の賃貸借を行った日から3月以内

「就業奨励金」

対象者

本町に定住の意思を持ち、農業の後継者、商工業等の後継者又は新規就業者として就業する者。

交付内容

次の各号に掲げる区分により商品券を交付。

- ① 新規学卒者……………5万円
- ② Uターン者等のうち配偶者等を有する者……………10万円
- ③ Uターン者等のうち配偶者等を有しない者……………5万円

申請期限

就業した日から3月以内

「就職奨励金」

対象者

本町に定住の意思を持ち、町内又は通勤可能な町外の対象事業所等に就職する者。

交付内容

次の各号に掲げる区分により商品券を交付。

- ① 新規学卒者……………5万円
- ② Uターン者等のうち配偶者等を有する者……………10万円
- ③ Uターン者等のうち配偶者等を有しない者……………5万円

申請期限

雇用契約を締結した日から3月以内

「起業化促進奨励事業」

対象者

本町を所在地として、新たに対象事業所等を開設する者。ただし、他の事業所等の実質的支配を受けていないものとする。

交付内容

20万円を助成する。

申請期限

対象事業所等を開設した日から3月以内

学ぶ [教育支援制度]

「農業大学校等修学事業」



対象者

本町に定住し、かつ、卒業後において本町で農業に就業するため、北海道農業大学校等に入学した者。

交付内容

農業大学校等に入学した者に対し、年額24万円を助成する。ただし、助成する対象年限はその大学校等の修学年限以内とする。

■実施期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間です。

■問い合わせ先

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
蘭越町役場 総務課 企画防災対策室 まちづくり推進係
TEL (0136) 57-5111 (内線231) FAX (0136) 57-5112